

公立大学法人福井県立大学における研究費の不正防止計画（令和3年度改正）

本学の「研究費の不正使用防止に関する取扱規程」第5条に基づき、平成19年2月15日文科科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」による不正防止計画の策定および実施の要請を踏まえ、本学における不正防止計画を下記のとおり定めるものとする。

なお、この防止計画は必要に応じて定期的に見直しを行い、計画の進捗状況についても定期的に確認を行うものとする。

1. 責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止計画	担当部署
・責任体系が曖昧で、組織としてのガバナンスが機能しない。	・「最高管理責任者」「統括管理責任者」「コンプライアンス推進責任者」を定め、役割を明確化する。 ・最高管理責任者は、各責任者が責任をもって研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。	
・時間の経過に伴い、責任意識が希薄になる。	・各責任者は、異動にあたり引継ぎを明確に行い、責任意識の維持・向上に努める。	
・内部牽制が十分に発揮されない。	・監事に求められる役割が十分に果たせるように、不正防止計画関係部署は監事と連携し適切な情報提供等を行う。	

2. 関係者の意識向上

不正発生の要因	不正防止計画	担当部署
・研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	・事務処理マニュアル等を整備し、構成員への周知を図る。 ・研究費から旅費の支給を受ける学生等に対し、不正受給防止や事務処理手続きのルールの周知を図る。	連携・研究課
・コンプライアンスに関する構成員の意識が希薄である。	・研究費の運営・管理に関わる構成員に対する行動規範を策定する。 ・研究費の運営・管理に関わる構成員に対し、コンプライアンス教育等を実施する。 ・研究費の運営・管理に関わる構成員に対するコンプライアンス教育の内容を定期的に見直しを行う。 ・コンプライアンス教育は定期的に通講し、対象者の受講状況および理解度について把握する。	連携・研究課
・研究費が公的資金であるという意識が希薄である。	・研究費の運営・管理に関わる構成員に対し、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を行う。 ・研究費の運営・管理に関わる構成員は、研究費の不正を行わない旨の誓約書を提出する。	

3. 不正使用に関する告発、調査等

不正発生の要因	不正防止計画	担当部署
・告発、調査等に関する取扱いが明確でないため、抑止効果が希薄になり、不正の発生につながる。	・学内外からの告発等を受け付ける通報窓口を設置する。 ・研究費の不正使用防止に関する取扱規程を見直し、調査体制・手続等に関する条項等を整備する。 ・調査の結果、不正を認定した場合はすみやかに調査結果を公表し、構成員に対しては、再発防止の観点から、処分も含めて周知する。	経営戦略課

公立大学法人福井県立大学における研究費の不正防止計画（令和3年度改正）

4. 公的研究費の適正な運営および管理

不正発生の要因	不正防止計画	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な予算執行ができず、年度末に予算執行が集中する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算執行状況をシステム上で定期的に確認するとともに、必要に応じて改善を求める。 	連携・研究課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を結ぶことで癒着が生じ、不正な取引に発展する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局は、取引先や取引の頻度など個々の調達状況について、特定の業者に偏るなどの異常な取引がないか把握に努める。 ・ 研究費執行の際取引のある業者については、不正経理に協力しない旨の誓約書を提出させるとともに、本学の不正対策に関する方針及びルール等を周知させる。 ・ 不正な取引を行った業者については、「公立大学法人福井県立大学の契約に係る指名停止等の措置要領」に基づき措置を講ずる。 	財務課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の検収確認等が不十分であるため、伝票操作等の不適切な処理につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納品されるすべての物品検収は事務局（納品検収担当職員等）が実施する。 ・ 物品の発注は原則事務局が実施 ・ 緊急を要する場合は、1業者1品目50万円未満のものに限り教員による発注を認めるが、後日事務局が現物確認を実施する。 ・ 特殊な役務（データベース、プログラム、デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）の場合は、事務局が成果物（CD-ROM、ログイン時のライセンス等）、完了報告書等による検収を行う。 ・ 有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等により、事務局が検収を行う。 ・ 成果物のない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行う。 ・ 換金性の高い物品（パソコン、デジタルカメラなど）については、購入理由書の提出を求め所在を明らかにするとともに、システム上で管理する。 	財務課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行実績の確認が不十分であるため、カラ出張や旅費の水増し請求など、不適正な請求につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出張報告書や出張の事実を証明する書類等（領収書、航空券の半券、学会等の開催通知など）の提出を義務化することで、実態の把握に努める。 ・ 旅行者が旅行先で宿泊施設を利用せず、自宅等を利用した場合は宿泊費の減額調整を行うなど、実態に応じた旅費の支出を行う。 ・ 他機関から旅費が支給される場合等には、旅行命令等にその旨を記載する。またその際に必要があれば、事務局が本人または他機関に確認する。 	財務課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究補助等の勤務時間等の管理が行われていないため、実態の把握ができず、カラ謝金の請求につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用者は、雇用前に事務局の承認を得る。 ・ 業務終了後は、出勤表等支払関係書類をすみやかに事務局に提出する。 ・ 業務内容等に関する事実確認については、不定期に従事者本人から直接、勤務状況を確認する。 	財務課

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	不正防止計画	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究費使用ルール等の認知不足により、不正の発生につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究費の申請・執行についての相談窓口を設置する。 ・ 研究費の不正への取り組みに関する基本方針、不正防止計画、責任体系、相談窓口などをHPで公表する。 	連携・研究課

公立大学法人福井県立大学における研究費の不正防止計画（令和3年度改正）

6. 不正使用に関する告発、調査等

不正発生の要因	不正防止計画	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 告発等のルール等が曖昧であることにより、不正の発生につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究費の申請・執行についての相談窓口を設置する。 ・ 研究費の不正への取り組みに関する基本方針、不正防止計画、責任体系、相談窓口などをHP等で公表する。 	連携・研究課

7. モニタリング

不正発生の要因	不正防止計画	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査が形骸化することにより、不正の発生・発見の遅れにつながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査班は、被監査部署との意見交換を十分に行い、必要に応じて関係する部署および監事との意見調整を行うなど、連携して効率的な監査を実施する。 ・ 旅費においては出張者本人に旅行内容（用務・手段等）を、非常勤雇用者においては被雇用者本人に勤務実態等の事実確認を行うなどの対策を講じる。 ・ 購入した物品について、不定期に抜き打ちで納品後の現物確認を実施する。 	連携・研究課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正発生リスクの潜在化につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査結果をコンプライアンス教育や啓発活動に活用し、不正発生リスクの除去・低減を図る。 	連携・研究課